

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第23回

WTO加盟に伴う中国外商投資企業法の改正及びその影響(その2)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

前回に述べた通り、今年9月ジュネーブで開催された世界貿易機関(WTO)の中国加盟作業部会は中国加盟の条件を盛り込んだ加盟議定書等の一連の法律文書を採択し、16年間に及んだ中国のWTO加盟の交渉過程を終了させた。

今年11月9日、カタールの首都ドーハで開催されたWTOの閣僚会議は、10日夕方中国のWTO加盟を正式に承認した。実際の加盟は中国国内での許可手続後、WTOへ受託文書を提出してから30日後になるが、いずれにしても年内に実現する。

これは、13億の人口を抱える巨大市場が自由貿易体制に加わり、幅広い市場開放に踏み出すことを意味する。これから中国は「世界の工場」としての地位を一段と高める見通しである。

中国のWTO加盟の実現は、まさに歴史的な出来事として世界の注目を浴び、各国の報道機関により大きく報道された。WTO加盟の実現に伴って中国では外国企業投資の法整備や、国内市場開放による環境整備と産業再編などがさらに進むと見られる。

前回は、WTO加盟に伴う中国外商投資企業法令の重要な改正箇所及び外商投資実務に及ぼす影響を中心に、日本企業A社と英領ケイマン諸島法人である台湾系企業B社が共同出資で設立する外資企業としての新会社の例を挙げ、外商投資企業の部品、原材料、設備等の物資調達と製品販売に関する法的制限の撤廃を取り上げた。

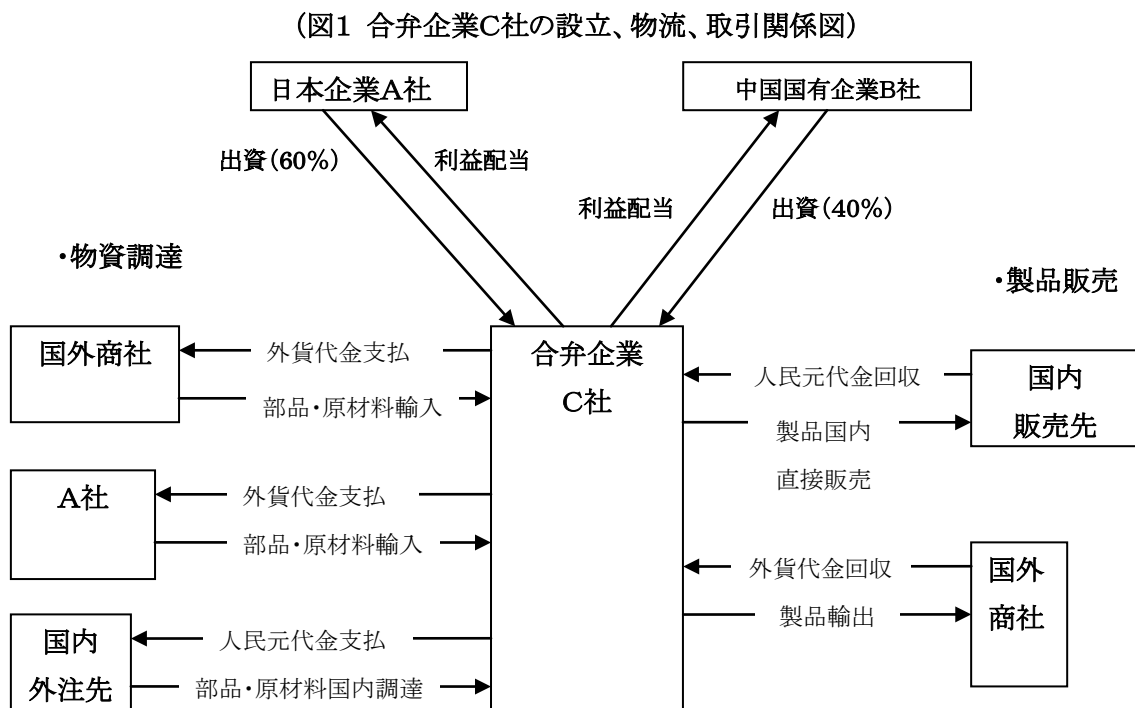
今回は、前回に引き続き外商投資企業法令の重要な改正箇所およびそれが実務に与える影響を取り上げることとする。

一 外商投資企業の輸出入許可証取得義務及び輸出入経営権の拡大

Q1 日本企業A社は、A社のブランドがついた電子保健製品を中国で生産し、中国国内外市場で販売するために、中国の国有企業B社と上海市で合弁会社C社を設立することを計画しています。A社は、2001年3月の中外合弁企業法及び同年7月の中外合弁企業法実施条例の改正により、合弁企業の物資調達に関する「ローカルコンテンツ要求」が撤廃され、合弁企業は生産に必要な原料・資材、機器設備等の物資を国内市場ま

たは国際市場において政府部門の制限を受けずに自らの判断で自由に調達することができ、また、合弁企業製品の国内販売制限に関する規定を削除したことにより合弁会社はその製品を国際市場と国内市場の両方において販売ができることをすでに了解しました。

したがって、A社は、合弁企業が設立後、合弁企業の生産に必要な原料・資材、機械設備等の物資を主に国外から輸入し、その一部を中国国内市場から調達し、合弁企業の製品の一部を輸出し、中国国内市場を主として製品を販売するという物流、取引のスキームを考えています。WTO加盟に伴い外商投資企業関連法令が改正された後、A社は物資を輸入し、または製品を輸出するときに、依然として中国当局から何らかの制限を受けるでしょうか。(図1参照)



A1 今回の中外合弁企業法及びその実施条例の改正により、合弁企業が自らの判断で生産に必要な原料・資材、機械設備等の物資を国内市場または国際市場において自由に調達することができても、合弁企業は輸出入において依然として割当制度、輸出入許可証の取得制度等における対外貿易の規制を受けており、完全には自由に物資、製品の輸出入ができるとはいえません。

1. 中国政府は従来から対外貿易を厳しく管理していた。中国政府は輸出入商品の許可証取得(いわゆるE/L、I/L)および輸出入割当制度(いわゆるクォータ制)を実施している。対

外貿易経済合作部は、1992年に輸出商品管理暫定弁法、1993年に一般商品輸入割当管理暫定施行弁法、1994年に輸入商品経営管理暫定弁法などを公布し、輸出入商品の種類、数量及び範囲に対して許可証の取得及び割当管理制度を実施し、これを通じて厳格な対外貿易管理を行っていた。

中国は一部の商品について割当と許可証制度を実施する主な目的は、①国家産業政策と業界発展計画の実施を保障すること、②市場供給を調節するために、国内において適量を輸入する必要があるが、過度に輸入する場合は国家関連産業の発展を重大に害する商品及び直接輸入構造、産業構造に影響する製品に必要な制限を実施すること、③国家が以下収支を危うくする輸入商品に必要な制限を実施すること、などが考えられる。

2. 以上のような背景で、今回の中外合弁企業法およびその実施条例の改正により、従来と比較して合弁企業は自らの判断により自由に国際市場から物資を調達することができるようになったが、中外合弁企業法実施条例における割当及び輸出入許可証の取得義務が取り消されていない。

それゆえ、合弁企業はそれ以外の形態の企業と同様に、依然として輸出入許可証、割当など対外貿易管理による制限を受ける。即ち、合弁企業が合弁契約に定められた経営範囲において当該企業の生産に必要な物資を輸入する場合、国が輸入許可証の取得を義務づけているものについては、毎年1回計画を作成し、半年ごとに許可申請を行う。

なお、外国側合弁当事者が合弁企業に対して現物出資する機械設備またはその他の物資については、合弁企業は、審査許可機関の許可証書に基づき、直接輸入許可証を取得し、輸入することができるが、合弁契約に定められた範囲を超えて輸入する物資であって、国が輸入許可証の取得を義務づけているものは、別途許可申請を行わなければならない(合弁法実施条例第55条)。

外資企業法実施細則第45条、中外合作企業法実施細則第42条には同様に一定の制限商品に割当及び輸出入許可証を取得しなければならない旨が定められている。

対外貿易経済合作部が発布した「外商投資企業輸入管理実施細則」及び「外商投資企業輸出入許可証を申請・受領することについての実施弁法」の関係規定により、外商投資企業が投資総額以内で輸入した割当商品は、割当証明書を取得を免除され、外商投資企業が輸出製品を生産するため輸入する必要がある機械設備、生産用車両、原材料等の物資については、輸入許可証の取得を免除され、税関が監督管理を実施し、企業設立許可の文書、契約および輸出入契約に基づき検査し、通関させる。

当該2つの規定は一応条件付きで外商投資企業の割当証明書と輸入許可証の取得義務を取り消したかのようにみえる。

しかし、上記の輸入管理実施細則第5条では、「外商投資企業が国内販売の製品を生産するために輸入する商品は、割当商品については外商投資企業年度輸入割当総量計画に組み入れられなければならない。

企業は割当証明書をもって輸入許可証を申請・受領し、税関は輸入許可証をもって検査

し、通関させる」と規定されており、上記の輸出入許可証の申請・受領についての実施弁法第4条では、外装投資企業が許可された経営範囲内で国内販売製品を生産し、及び国内業務経営のため輸入する必要がある機械設備、生産用車両、原材料等の物資が輸入許可証管理を実施する商品に属する場合、確認された当該企業の輸入計画をもって、半年ごとに輸入許可証を申請・受領するとされている。また、当該実施弁法第6条では、「外商投資企業が輸出し、本企業が生産する製品は、そのうち輸出許可証管理を実施する商品に属する場合、企業年度輸出計画をもって、半年ごとに輸出許可証を申請し、受領する」と規定されており、1996年1月に対外貿易経済合作部が公布し、実施した「輸出許可証管理についての若干規定」第19条では、外商投資企業が輸出許可証を申請・受領する際の詳細な手続が定められている。

とくに、本件において、合弁企業C社は生産に必要となる物資を主に国外から輸入し、その製品を中国国内市場を主として販売するというような物流・取引スキームは、上記の実施細則第5条と実施弁法第4条の規定に該当し、割当及び輸出入許可証管理を実施する商品であれば、必要な割当と輸出入許可証を取得しなければならない。

したがって、現段階において外商投資企業は原材料、生産設備等の物資を輸入し、または製品を販売する場合は、依然として国による割当と許可証の取得が義務づけられているといえる。

3. しかし、中国政府が実施する割当と輸出入許可証の制限は、いずれもWTOのルールに合致せず、WTOのルールでは撤廃を要求される非関税的措置である。(注1) 対外開放の情勢に応じて、対外貿易の管理体制を改革するために、1992年から中国は7回にわたって一部の商品の輸入割当、輸入許可証、輸入コントロール管理措置を削減した。1998年末までに中国は合わせて875項の税目の輸入管理措置を取り消し、1992年と比べると減少幅は70パーセントである。(注2)

WTO加盟交渉の中で中国政府は、現行の輸出入管理における大部分の非関税的措置を逐次撤廃し、許可証の発行と割当の師弟を集中的に管理し、その透明度を増すこと等に同意した。その具体的な措置とは、①各種の留保されている非関税的措置を更に規範化し、輸入に関する行政審査許可を次第に減少させること、②輸入割当管理が行われている商品に対して、効果と利益・公開・公正の原則に従い、割当入札募集・競売または規範化分配を実施すること、③輸入割当管理が行われている商品のリスト、規則などを国務院の対外経済貿易主管部門が関係部門と共に制定・調整し、かつ随時公布すること、などである。それにより、公正かつ透明度の高い輸出入管理体制の達成をはかっている。

4. 中国がWTO加盟への最終段階を迎えるにつれ、中国政府は更に外商投資企業に対する貿易の自由化対策を講じている。2001年7月2日に対外貿易経済合作部は外商投資企業の輸出入経営権を拡大する関連問題の通知を發布した。当該通知により、各種の外商投資企業の輸出入経営権がさらに拡大された。

第一に、当該通知により、製造業外商投資企業の輸出経営権が拡大された。当該通知の

公布前、製造業外商投資企業は自己の生産に必要な原材料と機器を購入・輸入して自社製品を国内および輸出市場で販売することのみがかのうであり、製品が中華人民共和国製であるか外国製であるかにかかわらず第三者製品の貿易は禁止されていた。通知により、製造業外商投資企業が非割当及び非ライセンス経営製品を輸出するための購入業務が認められるようになった。

また、当該通知の公布前、対外貿易経済合作部が地方出先機関を通じて各種国営輸出入企業に対して輸出入割当をしていただけなので、外商投資企業は自社による材料・機器の輸入及び製品の輸出に関して、輸出入の直接割当を受ける権利を持っていなかった。これにより、多くの外商投資企業は、無料で直接割当を受けた国営企業から当該割当を購入するために相当な料金を支払わざるを得なかった。

前記の通知は、自社製品の輸出割当入札に参加できるとしている。自社製造製品の輸出割当入札参加の権利は、自社製品を輸出割当により輸出しなければならなかった外商投資企業にとってはとくに重要である。

この場合に、権利の拡大は外商投資企業の割当購入コストを削減し、割当の所在及び割当の入手にかかわる厄介な問題を減少させ、それにより、従来無料で割当を入手していた国有輸出入企業とのより公正な競争をもたらす。

このような業務活動の拡大に適格であるためには製造業外商投資企業は、①年間輸出額が1,000万米ドルを超えること、②過去の連続2年間に法律違反歴がないこと、③国際貿易の専門家を雇用すること、④事業範囲を拡大するように合弁契約・定款を改定し原審査許可機関から承認を得ること、などの条件が求められる。

第2に、外商投資の持株会社は、システム統合のため持株会社が投資した企業(以下「投資企業」という)から製品を購入し、中国国内外で販売することが認められている。この貿易権の拡大は、適切な状況下において、顧客のニーズをより良く満たすような持株会社による集中的販売のための各種投資企業への製品のでこ入れを可能にすることができる。また、投資企業が生産を開始または新製品を製造する前に、テスト・マーケティング目的で親会社である持株会社から同一または類似の非割当製品を少量輸入することを認めている。

この新貿易権は持株会社の投資企業が立ち上がり業務に没頭しているタイミングのよいときに、効果的かつ迅速に市場参入できるよう支援することを可能にしている。持株会社により新たに設立された投資企業をして早期に市場の需要供給見通しを判断させることは、投資企業の立ち上がりをスムーズにし長期の成功への道を地ならしすることにつながる。(注3)

また、当該通知により、外商投資研究開発センターが、研究開発製品のテスト・マーケティングのために親会社により生産されたハイテク・ニューテック製品を少量輸入して中国市場で販売することを認めている。

5. 2000年11月のWTO加盟をめぐる米中間での多角的協定の合意及び、2001年11月の中国WTO加盟によって、中国の対米開放、譲歩内容は、直ちに他の加盟国にも適用されることになる。(注4)

この協定の貿易分野において、5年以内にすべての輸入制限枠と数量制限を撤廃することなど、中国側には開放の義務が課されることになる。中国のWTO加盟に伴い、将来には、非関税障壁措置として政府の許可文書、輸出入許可証、数量割当額等の規制は次第に撤廃されるだろう。

二 外商投資企業の中国国内における物資調達と製品販売に対する制限の撤廃

Q2 前述した合弁企業C社の物流・取引スキームにおいて、物資を主に国外から輸入し、製品の一部を国外市場に輸出すると同時に、かつその製品を中国市場を主として販売するとなっています。C社は、中国国内市場から物資を調達し、かつその製品を中国市場を主として販売する場合、何らかの法律上の制限を受けるでしょうか。

A2 今回中外合弁企業法及びその実施条例の改正により、合弁企業の中国国内における物資調達及び製品販売に関する制限が削除されたので、合弁企業C社は自らの判断で政府部門の関与を受けずに中国国内において物資調達及び製品販売を行うことができます。

1. 改正後の中外合弁企業法実施条例では、合弁企業の各種建築材料、水、電気、ガス等の供給を合弁企業の企業主管部門の基本建設計画に組み入れることに関する改正前の第54条の規定が削除された。また、改正された中外合弁企業法実施条例は、中国における合弁企業の物資調達供給の具体的なルートに関する従来の第58条の規定を削除した。

さらに、合弁企業の中国における物資調達の購入価格に関する第65条の規定を「合弁会社が国内において購入した物資の価格及び支払った水、電気、ガス、光熱、貨物運送、労務、工事設計、コンサルティング、広告等のサービス費用は、国内のその他の企業と同等の待遇を享受する」と改正し、合弁企業製品の中国における販売ルートを制限する従来の第64条及び国内販売製品の価格制限と物価管理部門への届出義務を要請する第66条1項を削除した。

このように、合弁企業は、中国国内において物資調達及び購入価格も、製品の販売及び製品の価格決定もほかの種類の企業と同様に内国民待遇を享受し、政府部門の制限を受けず自ら決定することができる。

2. 合弁企業の物資調達について、1980年代初頭に制定された企業主管部門の基本建設計画への組み入れ、物資調達の具体的なルート及び物資購入価格、製品販売ルート及び製品価格決定に関する中外合弁企業法実施条例のこれらの制限的規定には、合弁企業法制定当初の計画経済体制の深い痕跡が見られ、明らかに憲法で確立された市場経済体制には合致していない。また、これらの制限的規定は、WTOの外商投資企業に対する内国民待遇の要

請と抵触しており、撤廃されなければならない。

注

1. 1994GATT第11条「数量制限の一般的禁止」の規定では、「締結国は、他の契約国の領域の産品の輸入について、または他の締結国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸入のための販売について、割当によると、輸入または輸出の許可によるとその他の措置によるとを問わず関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設し、または維持してはならない」と規定されている。この条項の和訳は、『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』「関税及び貿易に関する一般協定」(日本国際問題研究所、1997年)932頁を参照されたい。
2. 曹建明「加入WTO对中国司法工作的影響及思考」、『法学』2001年第6期56頁。
3. See Expansion of Trading Rights for FIEs: Further Steps in China's WTO Accession, *China Law & Practice* (2001.10), p.43.
4. 姜一春「中国のWTO加盟に向けての実際と法制度改革の現状課題」国際商事法研究所『国際商事法務』vol.29, No.8(2001), 956頁参照。